

日薬連発第425号
2019年5月27日

加 盟 団 体 殿

日 本 製 薬 団 体 連 合 会

多言語による医療用医薬品に関する情報の提供について

標記について、令和元年5月22日付事務連絡にて厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和元年5月22日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

多言語による医療用医薬品に関する情報の提供について

訪日外国人の数は近年著しく増加しており、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、今後更なる増加が見込まれる中で、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（平成30年6月14日）が取りまとめられたことを受け、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売において訪日外国人に対して適切な情報提供等が行われるよう、「要指導医薬品及び一般用医薬品の多言語情報の提供について」（平成31年3月27日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医薬安全対策課事務連絡）を発出したところです。

つきましては、医療用医薬品についても同様に、「医療用医薬品添付文書の英訳ガイダンスについて」（平成31年3月29日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知）を活用いただき、多言語による適切な情報提供の充実が図られ、外国人患者において、より一層適正に使用されるよう貴加盟団体及び加盟各社に周知方お願いいたします。

